

学校いじめ防止基本方針

にのみや学園
二宮町立一色小学校

令和 6 年 4 月

二宮町立一色小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(いじめの定義)

いじめは、いじめ防止対策推進法第2条で定めている通り、『児童・生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含みます。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの』をいいます。

また、国の中間方針では『個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。』と捕捉されています。

(いじめの理解・いじめの認知)

いじめは、単に子どもたちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘があります。近年のいじめは、従来に比べ陰湿となっていること、一方で、遊び半分のものが多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われています。その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、以下の視点をもって問題に向き合うことが必要となります。

- ◆いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害し尊厳を損なう、絶対に許されない行為である
- ◆いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、起こり得る
- ◆いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る
- ◆いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」と言われる周囲の子どもにも注意を払う必要がある

初期段階のいじめ等を「いじめの芽」「いじめの兆候」「けんか」ととらえ、いじめとして認知しないことがないよう、定義に従い、いじめとして認知します。

本校では、法の定義や国の中間方針等に基づいて、学校の内外を問わず、児童本人がいじめを感じたものはすべて、いじめとしてとらえます。

(いじめの禁止)

本校児童は、いじめを行ってはいけません。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健

全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・児童が自主的に行ういじめ防止に資する活動に対する支援を行います。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童とかかわる時間を多くするように努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ①児童対象いじめアンケート調査 年3回（6月、11月、1月）
 - ②個人面談（教育相談）を通じた学級担任による児童からの聴き取り調査 年3回（6月、11月、1月）
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ①スクールカウンセラー(SC)・スクールソーシャルワーカー(SSW)の活用
 - ②いじめを相談するための窓口の設置
- ・相談・通報のあった事案は、「いじめ対策検討委員会」を通して情報共有に努めます。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(3) いじめに対する早期対応

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにその行為をやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童に対し、一定期間別室等において学習を行

わせる措置を講じます。

- ・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調している児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、町教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

3 「いじめ対策検討委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策検討委員会」を設置し、学期に1回程度開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

(1) 「いじめ対策検討委員会」の構成

管理職、総括教諭、学年主任、当該児童担任、教育相談コーディネーター、養護教諭
※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、
校長が任命します。

(2) 「いじめ対策検討委員会」の活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

4 重大事態への対応

いじめにより、

- ◆児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ◆相当の期間学校の欠席を余儀なくされている疑いがある場合
(年間30日間を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席している場合は、この目安にかかわらず、学校の判断により重大事態として対応する。)
- ◆児童やその保護者等から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

重大事態の疑いがあると捉え、町教育委員会に報告するとともに、「重大事態調査委員会」を設置し、適切かつ真摯に対応します。

(1) 調査の目的

- ア 発生した重大事態の事実関係を明確にするため
- イ いじめを受けた児童及びその保護者への情報提供を行うため
- ウ 町教育委員会への調査結果の報告を行うため

(2) 調査の主体

- ア 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第 22 条の規定に基づき学校に設置する「いじめ対策検討委員会」が主体となって調査の実施をします。

- イ 教育委員会が調査主体となる場合

学校で発生した重大事態について、次のいずれかに該当する場合、町教育委員会に調査を要請します。

- ・学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果が得られないおそれがある、教育活動に支障が生じるおそれがある、と学校長が判断した場合。
- ・学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果が得られないと教育委員会が判断した場合。

(3) 「重大事態調査委員会」の構成

- ・原則として管理職、総括教諭、学年主任、当該児童担任、養護教諭、教育相談コーディネーター

※事案内容により構成員については町教育委員会と検討し、校長が任命します。

※構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(4) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・二宮町教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告書を提出

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の 2 点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価します。

- ・いじめの早期発見に関する取組みに関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組みに関すること

さらに、学校基本方針の見直しや取り組み状況のチェック、いじめの対処の事例研究等、PDCA サイクルを意識して定期的に検証を行うこととします。また、毎年度第 1 回目の学校運営協議会で基本方針の承認を受けるとともに、必要に応じて学校運営協議会にて事実や状況の報告等を行うこととします。